平成27年度 遠野市健全化判断比率等 審査意見書

遠野市長 本田敏秋 様

 遠野市監査委員
 佐 藤 サヨ子

 遠野市監査委員
 佐々木 資 光

 遠野市監査委員
 瀧 本 孝 一

平成27年度遠野市健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び 第22条第1項の規定により審査に付された標記の健全化判断比率等を審査したので、そ の結果について、次のとおり意見書を提出します。

平成27年度健全化判断比率等審查意見

第1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率がびにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成28年8月3日から平成28年8月22日まで

第3 審査の方法

この財政健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律 第94号。以下「法」という。)第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき市長か ら提出された健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正 に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められる。

記

ア 遠野市における健全化判断比率

(単位:%)

> 257 TH (10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	(十四:707					
健全化判断比率	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	比較	備考
①実質赤字比率	-	-	-	-	-	
早期健全化基準	13. 17	13. 13	13. 15	13. 14	△0.01	
②連結実質赤字比率	-	-	-	-	-	
早期健全化基準	18. 17	18. 13	18. 15	18. 14	△0.01	
③実質公債費比率	12.0	10.8	11. 2	11.4	0.20	
早期健全化基準	25. 0	25. 0	25. 0	25.0	0.00	
④将来負担比率	96. 7	73. 5	80. 5	79. 1	△1.40	
早期健全化基準	350.0	350.0	350.0	350.0	0.00	

イ 遠野市の公営企業における資金不足比率

(単位:%)

	対	象	会	計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	比較	備考		
水	水道事業会計				-	-	-	ı	ı	令第17条第1号		
	経営的	建全	化基	準	20.0	20.0	20.0	20.0	0.00	[77 宏日本第15		
農会		客排:	水事	業特別	_	_	_	-	ı	令第17条第3号		
	経営的	建全	化基	準	20.0	20.0	20.0	20.0	0.00			
下	水道事	事業集	寺別名	会計	-	-	-	1	ı	令第17条第3号		
	経営的	建全	化基	準	20.0	20.0	20.0	20.0	0.00			

(901_健全化判断比率)

備考欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年政令第397号)第17条に規定する資金不足比率の算定に用いる事業の規模について、 法適用企業(法第2条第1号イに規定する法適用企業をいう。)に係る特別会計にあっては「令第17条第1号」と、法非適用企業(法第2条第1号ロに規定する法非適用企業をいう。)に係る特別会計にあっては「令第17条第3号」と記載している。

(2) 個別意見

ア① 実質赤字比率について

平成27年度の実質赤字比率は、平成26年度に引き続き赤字額なしであり表記上「一」となっている。平成27年度の早期健全化基準は13.14%であり、健全範囲である。

ア② 連結実質赤字比率について

平成27年度の連結実質赤字比率は、平成26年度に引き続き赤字額なしであり表記上「一」となっている。平成27年度の早期健全化基準は18.14%であり、健全範囲である。

ア③ 実質公債費比率について

平成27年度の実質公債費比率は11.4%で、早期健全化基準の25.0%を下回り健全範囲である。この比率は平成25年度から平成27年度の3ヵ年平均値となっており単年ごとでみると平成27年度は遠野中学校改築整備、遠野小学校屋内運動場、消防・防災デジタル無線システム整備などに係る起債償還が始まったことが主な要因で対前年比0.2ポイント増加した。

(※実質公債費比率の早期健全化基準は25.0%であるが、実質公債費比率が 18.0%以上の場合は地方債許可団体になる。)

ア④ 将来負担比率について

平成27年度の将来負担比率は、79.1%で、早期健全化基準の350.0%を下回り健全範囲である。年度末地方債残高が前年度に比べ1億円増加したものの、平成26年度から平成28年度の木質バイオマスエネルギー活用推進事業が計画的に進み、債務負担予定額が約2億円減少したことなどにより、対前年比1.4ポイント減少した。

イ 資金不足比率について

平成27年度の公営企業に係る資金不足比率は、対象となる農業集落排水事業特別会計、下水道事業特別会計及び水道事業会計のすべてが資金不足額なしであり表記上「一」となっている。経営健全化基準は 20.0%であり、いずれも健全範囲である。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は、特にない。